

規制改革ホットライン処理方針

(令和4年3月1日から令和4年9月15日までの回答)

資料5

スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁回答	区分(案) (注)	別添の該当 番号
老朽マンション建替え決議の要件の緩和	検討に着手	◎	1
法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃	対応不可	◎	2
電波オークションの件	その他	◎	3
著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善	検討を予定	◎	4
電波オークションを導入してください。	その他	◎	5
投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更	検討を予定	◎	6
契約締結前交付書面の電磁的交付に関する承諾取得方法の拡充	検討を予定	◎	7

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

別添

番号:1

所管省庁への検討要請日 令和4年2月3日	回答取りまとめ日 令和4年3月25日
-------------------------	-----------------------

提案事項	老朽マンション建替え決議の要件の緩和
具体的内容	区分所有法における老朽マンションの建替え決議の成立要件の緩和
提案理由	大規模地震の発生が想定される中、耐震性等の面で問題が生じかねない老朽マンションが増加している。また、区分所有者の高齢化や空き家問題等により、老朽マンションの建替は困難となっている。老朽マンションの建替えが進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼす。しかし、「建替え決議」の成立には、区分所有者及び議決権の各5分の4が必要であり、高いハードルになっているため、成立要件を緩和すべきである。
提案主体	日本商工会議所

所管省庁	法務省
制度の現状	現行の建物の区分所有等に関する法律は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。
該当法令等	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項
対応の分類	検討に着手
対応の概要	老朽化した区分所有建物の再生の円滑化については、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「建替え決議において集会に不参加の者(意思表示をしないもの)については、所有者不明である等、一定の要件・手続のもとで分母から除くこと、建替え決議に必要となる5分の4以上の賛成という要件の緩和…等の方策も含めて、建替え決議の在り方について、…幅広い関係者を含めた検討の場を設けた上で検討する。」とされていること等を踏まえ、法務省も参加する研究会において、論点整理に向けた検討が行われています。

区分(案)	◎
-------	---

所管省庁への検討要請日 令和4年2月3日	回答取りまとめ日 令和4年3月25日
-------------------------	-----------------------

提案事項	法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃
具体的内容	法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃
提案理由	従来、法人設立に当たっては、法務局への届出の前に、公証人役場において公証人の面前での定款認証が必要となっており、創業者にとって大きな負担となっていた。現在では定款認証のオンライン申請が可能となっているが、申請を行うためには、公証人とテレビ電話による面談の実施及び5万円の手数料が必要であり、依然として創業者にとっての負担となっている。一方で、定款認証は、代理人による手続も可能であり、また、設立後の定款変更や、合同会社の原始定款については面前での認証は不要となっていることなどから、法人設立時の公証人による定款認証は形骸化しているとの指摘もある。このため、公証人による定款認証を撤廃していただきたい。
提案主体	日本商工会議所

所管省庁	法務省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。 ・公証人の行う定款認証の手数料は、成立後の株式会社又は特定目的会社の資本金の額が100万円未満の場合は3万円、当該額が100万円以上300万円未満の場合は4万円、それ以外は5万円とされています。
該当法令等	会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第152条・第155条、公証人手数料令第35条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>公証人による定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する根本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうかや、記載内容の会社法等への適合性等を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしています。</p> <p>このように、定款認証は、最も広く利用されている株式会社等の法人についてその設立の適正さを確保し、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与する重要な制度であり、撤廃すべきではないと考えられます。</p> <p>なお、定款認証の手数料については、令和4年1月1日より、制度の現状欄に記載のとおり改められています。</p>

区分(案)	◎
-------	---

所管省庁への検討要請日 令和4年4月11日	回答取りまとめ日 令和4年5月13日
--------------------------	-----------------------

提案事項	電波オークションの件
具体的内容	電波オークションを導入してテレビ局に競争原理を働かせてください。
提案理由	電波オークションは、OECD加盟の先進国34カ国中31カ国で実施されている世界では当たり前の制度だそうです。世界を見渡しても「電波オークション」がない国は、北朝鮮と中国と日本など指折り数えるくらいしかないそうです。電波オークションを導入すれば、毎年平均で数千億円、多い年は1兆円を超える収入が得られると推定されています。実際、各国でも数兆円規模の周波数落札の事例が多数見られるようです。消費税率を引き上げて国民から血税を巻き上げるのではなく、社員の平均年収が1,500万円以上のテレビ局から諸外国並みの電波利用料を徴収してください。現在の地上波の報道はまったく公平さを欠いており見るに値しない。特に日本を冠しておきながらNHKはどこの国の放送局なのか。岩盤規制の廃除を求めます。
提案主体	個人

所管省庁	総務省
制度の現状	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。
該当法令等	電波法第4条
対応の分類	その他
対応の概要	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。

区分(案)	◎
-------	---

所管省庁への検討要請日 令和4年5月9日	回答取りまとめ日 令和4年5月31日
-------------------------	-----------------------

提案事項	著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善
具体的内容	国(文化庁)、管理事業団体、申請人(申請代理人)が共に、労力・時間のコストを削減させることのできる、新たな分野横断権利情報データベースの速やかな制度設計及び構築の実現
提案理由	著作権者及び使用料の相場が分かる資料については各著作物の種類ごとに管理事業団体に労を煩わせています。著作権情報の集約がなされていない管理事業団体も多く、著作権者との連絡、使用料の相場を疎明する作業には多くの事務負担がかかっています。現在検討されている分野横断権利情報データベース(DB)を活用して著作権者と連絡できないことや使用料の相場がわかった場合に、DBから出力される結果が疎明資料として公証されれば、この実務を担う国(文化庁)、管理事業団体、申請人(申請代理人)共に、労力・時間のコストを削減させることになり、これにより裁定制度が格段に利用しやすくなると考えます。
提案主体	日本行政書士会連合会

所管省庁	文部科学省
制度の現状	裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を権利者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度です。このように、本制度は、権利者が不明な場合に利用することができる制度であり、安易に裁定制度の利用を認めると著作権者の利益が不当に害されるおそれがあるため、権利者が不明であるという事実を担保するに足りる程度の「相当な努力」を行うことが前提となります。なお、これまでも権利者搜索の要件の緩和や補償金額の目安を算出する裁定補償金額シミュレーションシステムの整備など制度面・運用面の改善を行ってきたところであり、制度の利用実績は増加傾向にあります。
該当法令等	著作権法第67条第1項、同法第67条第3項、著作権法施行令第7条の5、同令第8条第2項第2号
対応の分類	検討を予定

対応の概要	現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善については、令和3年度より、「簡素で一元的な権利処理方策」として文化審議会において審議が行われており、より迅速な改善方策として、例えば、申請に必要な供託手続の不要化、供託金の算定の根拠となる情報の提供、供託手続の改善又は供託金に係る制度の見直しや手続きの民間委託等が考えられ、ご提案にもある分野を横断する一元的な窓口組織の担う業務と組み合わせて検討する必要があります。（中間まとめ DX時代に対応した「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」及び「著作権制度・政策の普及啓発・教育」について 令和3年12月 文化審議会著作権分科会）「簡素で一元的な権利処理方策」に関する全体の議論の中で、取り得る方策について検討を行って参ります。
-------	--

区分(案)	◎
-------	---

所管省庁への検討要請日 令和4年5月9日	回答取りまとめ日 令和4年5月31日
-------------------------	-----------------------

提案事項	電波オークションを導入してください。
具体的内容	電波オークションを導入してテレビ局に競争原理を働かせてください。
提案理由	電波オークションは、OECD加盟の先進国34カ国中31カ国で実施されている世界では当たり前の制度です。世界を見渡しても「電波オークション」がない国は、北朝鮮と支那と日本など指折り数えるくらいしかありません。電波オークションを導入すれば、毎年平均で数千億円、多い年は1兆円を超える収入が得られると推定されています。実際、各国でも数兆円規模の周波数落札の事例が多数見られます。消費税率を引き上げて国民から血税を巻き上げるのではなく、社員の平均年収が1,500万円以上のテレビ局から諸外国並みの電波利用料を徴収してください。岩盤規制を打破してください！
提案主体	個人

所管省庁	総務省
制度の現状	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。
該当法令等	電波法第4条
対応の分類	その他
対応の概要	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。

区分(案)	◎
-------	---

所管省庁への検討要請日 令和4年1月11日	回答取りまとめ日 令和4年7月20日
--------------------------	-----------------------

提案事項	投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更
具体的内容	契約締結前交付書面および契約締結時項書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」(例:〇〇部 部長)としていただきたい。
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・投資一任契約の締結に際し顧客に交付する契約締結前交付書面および契約締結時交付書面には、「投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名」を記載しなければならないと定められている。 ・異動等により投資判断者の変更が明らかとなった後、新投資判断者の着任までに、契約締結前交付書面の改定・印刷・営業店への配送を完了することは時間的に難しい。 ・配送完了までの間、営業店では投資判断者の変更を記載した書面を印刷し、旧投資判断者氏名が記載された契約締結前交付書面・契約締結時交付書面とともに説明・交付する必要があるが、差込み等の事務負担が発生する。 ・「投資判断者氏名」は内閣府令において、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」と定められているが、現在はチームで運用することが多く、個人の氏名のみで顧客の判断に影響するケースは極めて限定的であると考える。 ・上記より、契約締結前交付書面および契約締結時項書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」(例:〇〇部 部長)としていただきたい。 <p>※投資判断者の属する部署および役職を記載する場合には、投資判断者の氏名を記載するかどうかは、金商業者等の任意とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客においては、個人の氏名に代えて、投資判断を行う部署および役職を確認できる方が、実質的な判断につながるものとする。 ・事業者においては、投資判断者の異動時の改定が不要となることで、改定や配送等に係る費用削減が期待できる。また、旧書面の廃棄も不要となることで、紙の使用量の削減による環境負荷の低減につながる。 ・営業店においても、改定後の書面が到着するまでの間に、新担当者を記載した書面の差し込み対応が不要となることで、交付・説明漏れのリスクの低減

	が図れる。
提案主体	(一社)信託協会

所管省庁	金融庁
制度の現状	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは契約締結前の書面を、金融商品取引契約が成立したとき等は契約締結時等の書面を、それぞれ交付しなければならないこととされています。当該書面の記載内容については、金融商品取引契約の概要等の共通記載事項のほか、契約の種類ごとに特則が定められています。投資一任契約に係る書面については、投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名を含む事項を記載することとされています。
該当法令等	金融商品取引法第37条の3第1項第7号、37条の4 金融商品取引業等に関する内閣府令第96条第1項第3号、第107条第1項第7号
対応の分類	検討を予定
対応の概要	契約締結前交付書面は、金融商品取引契約の締結にあたり、金融商品取引業者等と顧客との間の情報格差の是正を目的とするものであり、契約締結時交付書面は、成立した金融商品取引契約のうち、一定の重要な事項について顧客が確認することを目的とするものです。これらの書面の記載事項については、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて議論が行われているところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。

区分(案)	◎
-------	---

所管省庁への検討要請日 令和4年1月11日	回答取りまとめ日 令和4年7月20日
--------------------------	-----------------------

提案事項	契約締結前交付書面の電磁的交付に関する承諾取得方法の拡充
具体的内容	金融商品取引や特定預金等契約に関し、金融機関が顧客に対し、契約締結前交付書面を電磁的に交付しようとする場合、交付方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないとされている。但し、契約締結前交付書面のうち目論見書の場合は上記対応が簡素化されており、具体的には、金融機関が顧客に対し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得れば、電磁的方法により提供することが許容されている。目論見書以外の契約締結前交付書面についても、電話その他の方法により同意を得ることによって、電磁的交付が可能となるように法令を改正されたい。
提案理由	家計が将来に備えるためには資産形成や投資が肝要であるところ、社会的な要請や近年の新型コロナウイルスの流行等を踏まえ、金融機関においては非対面での金融商品等の勧誘・販売体制を整備しているが、一部、煩雑な勧誘ルールが法令に定められていることから、顧客や金融機関にとっての負担やそれに伴う顧客の不満を惹起しているため、簡素化を要望する。2009年の金商法改正時におけるパブリックコメントにより、目論見書の電子交付手続が簡素化された背景は請求目論見書の電子交付を促進するためであると承知しているが、上記のとおり非対面取引の拡大が極めて重要である環境を迎えていることも踏まえ、目論見書に限定せず、契約締結前交付書面の電子交付手続も可能な書面から随時簡素化されたい。なお、顧客保護の観点からは、仮に手続が簡素化された場合であっても同意を取得する手段が変わるだけであって同意を取得することには変わりなく、大きな課題は見当たらない(仮に、顧客が同意したことの記録が残らないことが課題である場合、電話録音等、別途記録方法の検討は可能)。
提案主体	都銀懇話会

所管省庁	金融庁
制度の現状	金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面の交付について、あらかじめ、顧客に対して、使用する電磁的方法の種類及び内容を示し、承諾を得た場合、電磁的方法により提供することができるとされています。
該当法令等	・金商法第34条の2第4項、第37条の3 ・金商法施行令第15条の22

	・金商業等府令第 56 条、第 57 条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	顧客に対する交付書面(契約締結前交付書面を含む。)のデジタル化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて議論が行われているところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題です。

区分(案)	◎
-------	---